

函館市地域公共交通協議会 令和 8 年度 事業計画（案）

本協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化再生法」という。）および道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、公共交通に関する各種協議を行うとともに、A I デマンド交通実証運行や公共交通利用促進に取り組む。

○ 西部地区 A I デマンド交通実証運行事業

1. 目的

「函館市地域公共交通計画」に基づく、主要な交通結節点を結ぶ幹線交通と、交通結節点から居住区域を結ぶフィーダー交通との棲み分けによる持続可能な公共交通ネットワークの実現に向け、急な斜面に宅地が立地する西部地区の交通課題解消に資する、新たな交通モードを模索する試みとして、「A I デマンド交通」の導入に向け、期間・地域を限定した実証運行を実施する。

2. その他

運行内容等の詳細は別途協議の上決定する。

○ 公共交通利用促進事業

1. 目的

市民に対する公共交通の利用方法紹介のほか、若年層に対する公共交通へ触れる機会の提供や運転業務の紹介により、公共交通への理解を深め、利用促進および運転手獲得を図る

2. 実施時期

令和 8 年 6 月，10 月～12 月（予定）

3. 実施内容

市内小学校 3 校や地域包括支援センターでの「路線バスの乗り方教室」，市内認定こども園での公共交通飾り付け等を，各関係機関との調整のもと実施。

- 公共交通に関する各種協議（定例協議事項）
 - （１）函館市地域公共交通計画の令和７年度評価
 - （２）地域内フィーダー系統確保維持計画の評価
 - （３）（該当があった場合）ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る計画・評価，路線バスのダイヤ改正
 - （４）その他